

**一般社団法人日本パラアイスホッケー協会
大会等派遣規程**

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本パラアイスホッケー協会（以下「本協会」とする。）が、パラリンピック大会および世界選手権以外に海外で開催される各種大会やキャンプに派遣する選手の選考基準を定めることを目的として制定する。

(対象事業)

第2条 本規程の対象事業は以下とする。

- (1) 各国が主催する大会（以下「大会」という。）
- (2) 国際パラリンピック委員会（以下、「IPC」という。）または各国が主催するキャンプ（以下「キャンプ」という。）

(大会派遣)

第3条 大会への派遣選手を決定する場合は、コーチ及び強化委員会で構成される選考委員会において選手の技術や戦術の習熟度等を基に、当該年度の補助金の支給状況等を考慮した上で、強化指定選手及びおよびデベロップメント選手から派遣候補者を理事会に推薦し理事会にて決定する。

- 2 上記以外に、クラブチームから推薦があった場合は、本協会の各カテゴリー判定基準を基に、強化委員会において当該選手の技術や体力、クラブチームでの練習参加状況等を確認し、安全面を考慮して検討の上理事会に推薦し、理事会で決定する。
- 3 大会派遣経費は、原則として協会が負担する。ただし、当該年度の補助金の支給状況によっては、この限りでは無い。参加費は大会ごとに定める。
- 4 派遣人数は、選手が最大で17名、スタッフは日本パラリンピック委員会の規程（選手2名につき1名）に合わせ、最大で9名とする。

(キャンプ派遣)

第4条 IPC および各国主催のキャンプへの派遣選手を決定する場合は、キャンプの趣旨に基づき強化指定選手の場合は強化コーチが、デベロップメント選手の場合はデベロップメントコーチが、当該年度の補助金の支給状況等を考慮した上で決定する。

- 2 上記以外で登録クラブチームから推薦があった場合は、コーチおよび強化委員会で推薦選手の技術やクラブチームでの活動状況などを確認した上で、派遣を検討する。
- 3 キャンプ派遣経費は、原則として協会が負担する。ただし、当該年度の補助金の支給状況によっては、この限りでは無い。参加費はキャンプごとに定める。

(遵守事項)

第5条 派遣される選手は、本協会の各種規程を遵守しなければならない。

- 2 いずれかの規程に反する行為があった場合、速やかに派遣を中止し、既に発生した経費は違反者が負担するものとする。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議とする。

附則

- 1.本規程は、2024年7月1日より施行する。
- 2.本規程は、2024年8月20日より一部改訂し、即日施行とする。